



川島武宜 : その初期の活動

高橋, 裕

(Citation)

戦時体制と法学者1931-1952:283-294

(Issue Date)

2016-03

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008892>



4 川島武宜 ——その初期の活動

高橋 裕

1 はじめに

本書は、「戦時法」体制の終期を1952年の占領終結に求めるという、それ自体ポレミカルな視点を採用し¹、またそれとともに、「戦時法学」という概念を用いる。「戦時法」の体制が1952年に終わるとされる以上、「戦時法学」もまた——生成しゆく「戦後法学」と交錯しつつ——同時期まで続いた、ということになるだろう²。そうであるとする、本項で扱おうとする川島武宜（1909-1992）の位置づけは、単純には決しえない。

周知のごとく、川島とは、非常に多くの場合、戦後民主主義の担い手の一人として、換言すれば、十五年戦争終結までと時代を画す新たな精神・思潮の体现者・牽引者として理解される知識人である。そして、そのように捉えられるとき、川島の1946年以降の知的営為は、「戦時法」およびそれを扱う法学からの完全な離脱の象徴として映ることになる³。もちろん、そのような見方をする論者のうちに、川島の戦中から戦後への連続性を看取する者はある。しかしそれは、1946年以降に積極的に川島が示した新たな法学・社会科学の萌芽が既に戦中に現われていた、と捉える見方であり⁴、このような見方も多くの場合、川島は来るべき新たな法学・社会科学の先取りをなしえていた、という理解に結びつく。かくして——断絶の相を強調する見方は連続の相の強調と必ずしも矛盾はせず——このような把握を、本書における「戦時法学」という枠組みと親和的であるとみなすことは適切であるまい。そして、そうであれば、落ち着くところは単純である。本書において川島武宜を取り扱う意義は大きくない。

しかし、本書における「戦時法学」の把握と親和的な川島理解、すなわち、川島の戦中の諸業績のなかに総力戦体制・植民地法制をめぐる彼の積極的な検討と

いう要素を抽出するという理解の仕方——たとえば、時に末弘厳太郎の法学の展開をめぐる検討にみられる如く⁵——をとることも、可能性としてありうるであろう⁶。その場合にはおそらく川島の戦中－戦後は断絶の相、それも、〈戦後民主主義へ向かう革新的な牽引者〉という把握のもとでの「断絶」とは異なる意味におけるそれ、において把握されることになると思われる。このような川島の把握は、前段で言及した川島理解と明確に異なるだけに、興味深いものであるし、スリリングでもある。本書で川島を取り上げる以上、このような川島理解の可能性を探究することは一つの重要な選択肢となろう。

だが、その作業とは、既にはっきりと指摘されているように「思想史的な本格的な研究を要する」ものであって、それを成し遂げるためには、「実定法分野のものも含めた全著作をその時々状況と関連させて細かに見て行く必要がある」⁷。それには慎重にかつ細心に取り組む必要があり、しかし現時点では筆者において十分な用意を整えられていない⁸。そこで、本稿においては、そうした作業に取り組むための基礎的な事実を、関連する文献の探索に基づきつつ整理する作業を行ない、今後の検討に備えることとしたい。注目するのは、1945年までの川島の軌跡である⁹。

2 1945年までの川島武宜

川島武宜は1909年10月生¹⁰、旧姓高木（宗教学者として知られ、『思想の科学』同人としても一時活躍した高木宏夫（1921-2005）は実弟である¹¹）。養父川島銀平（1886-?）は、裁判官を経て弁護士になった実務法曹であった。1925年大阪府立北野中学校4年修了、1928年大阪高校卒業を経て、同年東京帝国大学法学部に入學。したがって、北野中学では瀧川幸辰（1891-1962）の年の離れた後輩にあたり、大阪高校では柳瀬良幹（1905-1985）・安井郁（1907-1980）にわずかに後れ¹² 磯村哲（1914-1997）の数年先輩にあたることになる。大学入学までの川島について知る手がかりは少ない¹³が、中学・高校での（そしてまた、学部は異なるが大学でも）同級生であった安井琢磨（1909-1995）は、19世紀オーストリアで活躍したフランツ・ Grillparzer（F. Grillparzer）——長生したことに伴い数多い作品を生み出し、また時期に応じて作風を変化させた劇作家・詩人——に川島が強く惹かれていたという逸話を伝えている¹⁴。川島自身が自ら語る高校生時代にかかわる逸話が、大阪高校でドイツ語の指導を受けたローベル

ト・シンツィンガー（R. Schinzinger, 1898-1988）との交流をめぐるものである¹⁵。ことと重ね合わせるとき、川島が若い頃からいかに深くドイツ語圏の文化に傾倒していたか、というのに思いを馳せることになるまいか。

大学入学後の勉学・体験等については、川島自身が詳しく語っている¹⁶ので、そちらを参照していただきたい。後の研究者としての活動にかかわると考えられる事柄としては、川島自身がしばしば語っているルードルフ・イエーリング（R. Jhering）の『法における目的』Zweck im Recht との出会い（小寺賞¹⁷を得たのを機縁に同書を購入したとのことであり、ここでも川島のドイツ語文化への親近性を窺える¹⁸）と、1930年の緑会懸賞論文への入選（私法における形式性の意義とその変化をまとめようとしたいわば手堅い内容のものだが、川島における法の歴史社会学への志向性を既に窺わせる）がある¹⁹。ただ、実務家等にはなくて、民法学の職業的研究者になろうと考えるに至った経緯・動機については、あまり詳しく語られていない、という印象を受ける。なお、川島の大学在学中の1930年に、平野義太郎が検挙され、大学を辞している²⁰。

初年次に病気をしたこともあって卒業までに4年をかけることとなり、1932年に卒業、ただちに助手となる。我妻榮の示唆に基づき助手論文として請求権競合の問題を扱う論文を執筆し、1934年5月に東京帝国大学法学部助教授に昇進。助手在任中の1933年に瀧川事件が発生²¹、また、助教授昇任直後の1935年2月以降には天皇機関説事件が激化するなど、学園を取り巻く政治状況が苛烈さを増しつつあった時期である。

最初の数年は相対的にオーソドックスな法解釈学的研究に専念していた²² 川島が、後の彼の研究アプローチにつながる議論を示した最初期のものとしては、1939年の「人事調停法の意味」²³を挙げることができるだろう。利谷信義が夙に注目する²⁴ この小論は、同年に制定をみた人事調停法に、従来私的自治が支配すると考えられてきた領域へ国家法・国家司法制度がいわば公法的に介入していくという契機を見出す。法解釈論的発想とは異なって、法－社会－国家の相互関係の変化の様相と意味とを検討しようという志向性に基づくものであって、法システム外在的な視点を川島が明確に打ち出しつつあることを暗示する。また、同じ1939年発表の「判例私生子法」（金澤良雄との共著）²⁵でも、大審院判例の博捜・整理という作業に従事しつつ、社会における慣習と国家法的規律との間に生じる緊張への関心にも導かれており、その後の法社会学的研究との連続性を見てとることができる。なお、この年11月に、川島・兼子一・石井照久による合同演習

開催の申出が教授会になされたという記述がある²⁶が、詳細は明らかでない²⁷。この頃の学園を取り巻いては、1938年2月に「教授グループ」事件として大内兵衛・有沢広巳・脇村義太郎らが検挙され、同10月に河合栄治郎の一部の著作が発禁処分、1939年1月よりいわゆる平賀肅学事件が発生、さらに同2月に河合が出版法違反で起訴されている²⁸。要するに、大学の自治への政治的介入が極めて明白になったのが、この時期であった。

1940年の川島の業績としては、解釈論の系統の論考が目立ち、かつその執筆は旺盛である（また、住所に関する法規の同時代的法体系のもとでの実質的無意義を論じ既存の実定法を相対化しようとする「民法体系における「住所」規定の地位」²⁹など、野心的な試みを含む）。なお、本書における「戦時法」という問題関心との関係では、ヘーデマン（J. W. Hedemann）の論考の翻訳者として川島の名が現われていること³⁰が目にとまるかもしれないが、実際にはこの翻訳は別人に手にかかるとのこと³¹であり、また、収録書を含む叢書³²での翻訳者にはそもそも東大法学部の当時の若手・中堅法学者を多く含み川島はそのうちの一人という位置づけである³³ことから、戦時法と川島とのかかわりという観点からして強く注目することはあるまいと思われる。

1941年に至ると、川島の論考は新たな展開を示すように見える。すなわち、社会のなかの自生的な法への明確な関心であり、そしてその明示的主題化である。川島自身、この年の春に満州に赴く機会を得た³⁴ことが、法社会学への関心の端緒の一つであったと述べる。そしてまた、統制法規への関心を明らかにし始めるのも、この年である。すなわち「賃金統制令について」³⁵のなかで「近代的市民法の秩序」との対比において労働法・経済法の歴史的 position を論じ、さらにその理解を遵法精神論と連結する小文「遵法精神と国家法の意識」³⁶を執筆しているのである。これらには、現代的な法現象の社会科学的把握への志向性が顕著に見てとれ、前年までの法解釈学への集中からの変化の振幅は大きい³⁷。

翌1942年には、川島の代表作とも言うべき論考が数多く執筆された。すなわち、「自由経済における法と倫理」³⁸および「統制経済における法と倫理」³⁹の二部作がこの年に立て続けに現われ、市民社会・市民社会法論が精緻に展開される⁴⁰とともに、所有権法論にかかわる論考の公表も開始⁴¹されているのである。さらに、満州国の法制に関連する論考も積極的に執筆されており、生涯に幾度かあった彼の知的生産性の最高潮のうちの一度というべきであろう。

なお、これに関連して、ほとんど伝説的ですがある「物権法の基礎理論講義」の開講時期について、ここで検討しておくのがよからう。この講義は1942年から44年にかけて開講された、と幾人かの論者が記している⁴²。川島自身が『所有権法の理論』の序文においてそのように記している⁴³ことが、おそらくその淵源であると思われる。しかし実のところ、川島自身、著作集の解題においては同講義の開講は1942年・43年であったと述べて⁴⁴記述が一貫していないばかりか、後者の叙述（従来、各学年につき一人の教員の持ち上がりであった民法の講義担当を、教員の受け持ち分野を固定する——したがって、学生は、幾人かの教員の分担による民法の講義を受講することとなる——よう変更したという）の趣旨に照らすならば、この特別講義の開講は、（1942年ではなく）1941年であったと考えるべきである⁴⁵。1941年に既に川島が民法の講義を分担していたことは、加藤一郎も太平洋戦争開戦直後の授業の模様を回想するというかたちで信憑性を伴いながら伝えており⁴⁶、間違いあるまい。そうであるとすれば、その内容が既に「物権法の基礎理論」に相当するものであった可能性があり、また加藤の証言もそのように読める。論点として指摘しておきたい⁴⁷。

しかし、その言論活動は、突如として途絶える。1943年以降、川島はほとんど論考を公表しなくなるのである。おそらくは、川島自身が後に幾度か回想した、情報局による拘束の危機という体験⁴⁸が関係しているであろうか⁴⁹。もしそうであるとしたら、知的高揚期にもかかわらず、しかしその成果を自由に発表する機会を得られないという状況に、川島は切歯扼腕したことであろう。いずれにせよその年以降の川島は、執筆活動という面では後に『所有権法の理論』として刊行される論考の執筆に沈潜する⁵⁰とともに、授業・農村調査⁵¹・私的な勉強会⁵²・そして自身の読書⁵³などを通じて社会科学的思考のいっそうの錬磨と実態把握とを行ない、また、その重要性・可能性を若い学徒に伝える、という作業への傾倒へと方向を変えることになるのである⁵⁴。

3 おわりに

冒頭で述べたように、川島の1945年までの活動を、本書における「戦時法」という観点から分析することは容易ではない。そのため、この小論では、分析の前提となる基礎的な諸事実を確認する作業で留まることとなった。帝国大学法学

部の助教授⁵⁵という立場に強く規定されつつ言論活動を行なうという契機も当時の川島にはありえたであろう⁵⁶し、他方で、自由主義を弁証しようとし時の政治権力を批判するという姿勢を彼が強く有していたことも疑いない⁵⁷。法学部内での人間関係が川島に影響を及ぼす可能性もひょっとするとあったかもしれない⁵⁸。そうしたさまざまな条件の下にあった当時の川島が世に問うた（そして世に問いえなかった）論考の意味と意義とを正確・精密に理解するための一つの基礎にもしなるならば、本稿の目的は達せられる。

注

- 1 第1章第1節の出口雄一・松本尚子「本書の分析視角」15頁を参照。
- 2 本書中では、小野博司が「戦時法学」の概念を検討しようとしており（第1章第1節・小野「戦時日本における法治主義の解体」34-38頁）、また、あわせて第1章第3節・出口「戦時法研究の意義と射程」も参照。
- 3 それは川島自身が終戦直後にセルフ・イメージとして呈した姿でもあった。たとえば、川島が1946年に発表した「学問の幫間性と有閑性——日本の学問精神と近代科学精神との対比」『大学新聞』57号を参照（川島『日本の社会と生活意識』（学生社、1955年）95-109頁に「日本の学問と生活意識」として収録。この文章をめぐっては、高橋裕「川島武宜の戦後——1945-1950年」和田仁孝・榎村志郎・阿部昌樹・船越資晶（編）『法の観察——法と社会の批判的再構築に向けて』（法律文化社、2014年）19-52頁、特に35-36頁も参照）。また、川島の法学を時期的に区分するうえで1945/46年を一つの画期とする見方もこの系である（たとえば、座談会「川島法学の軌跡」『ジュリスト』1013号（1992年）10-28頁を参照）。
- 4 このような把握を示すものとして、六本佳平「戦後法社会学における「生ける法」理論」石井紫郎（編）『日本近代法史講義』（青林書院新社、1972年）241-272頁、特に251-268頁／六本佳平「戦後川島法社会学の遺産」『法律時報』65巻1号（1993年）35-40頁、特に36-37頁／渡辺治「戦時下における川島理論の形成と展開——戦後民主主義法学理論形成史の側面」『季刊現代法』9号（1976年）21-56頁／藤田勇「戦後初期川島法学的方法的モチーフについて」『法律時報』65巻1号（1993年）20-25頁などがある。
- 5 石田眞の諸業績がその点を精密に検討する先駆であり（現時点での到達点として、石田「末弘法学の軌跡」六本佳平・吉田勇（編）『末弘巖太郎と日本の法社会学』（東京大学出版会、2007年）161-181頁。また、関連して石田「労働法社会学——学問史の一素描」大島和夫・棚澤能生・佐藤岩夫・白藤博行・吉村良一（編）『民主主義法学と研究者の使命』（日本評論社、2016年）101-115頁）、それに続くものとして馬場健一「「科学的」調査と研究者の政治責任——華北農村慣行調査とその評価をめぐっ

て」『法社会学』57号（2002年）170-190頁がある。

- 6 久保秀雄「近代法のフロンティアにおける「文化的他者」についての知——ポストコロニアル批判の法社会学（1）（2・完）」『法学論叢』153巻4号（2003年）92-114頁／5号（同前）101-123頁、はそのような川島理解と親和的であると思われる（（1）97-101頁参照）。
- 7 六本佳平・前掲注（4）「戦後川島法社会学の遺産」36頁。また、そうした試みとして位置づけられる論考として守矢健一「イデオロギーの時代の市民法——来栖三郎の市民法研究の史的分析（1）」高田昌宏・野田昌吾・守矢健一（編）『グローバル化と社会国家原則』（信山社、2015年）81-109頁を参照。
- 8 筆者はこれまでに、川島武宜の知的軌跡を追おうとする取り組みとして、高橋・前掲注（3）「川島武宜の戦後——1945-1950年」のほか、高橋「川島武宜の転換——1951-1955年」前掲注（5）『民主主義法学と研究者の使命』37-55頁／高橋「戦後日本における法解釈学と法社会学——川島武宜と来栖三郎における事実と法」『法と社会研究』1号（2015年）33-63頁を執筆する機会を得た。いずれも川島の議論における一貫性と変化とを同定しようという問題意識を共有するものであるという点において、本文で提示した問題設定と通底するが、しかしいずれも1945年以降の川島を扱うものであって、それ以前の川島への検討に筆が及んでいない。
- 9 1945年から55年までの川島をめぐる基礎的な事実については、前掲注（8）所掲の文献を参照されたい。川島の活動の足跡をめぐっては、自伝的な『ある法学者の軌跡』（有斐閣、1977年）が詳しく、さらに川島「私の法律学の歩み（1）（2・完）」『法学セミナー』1956年4月号42-45頁・同5月号50-51頁／座談会「私と法律学——ある学究のあゆみ（1）～（4・完）」『法学セミナー』1971年5月号57-63頁・同6月号80-87頁・同7月号64-73頁・同9月号66-70頁／川島「私と法社会学——私の法社会学の歩みと法社会学観」日本法社会学会（編）『日本の法社会学』（有斐閣、1979年）2-19頁、などがそれを補足することから、決して情報は少なくないのだが、一方で、（致し方ないことであろうが）事柄や扱われる時期に応じて情報の繁簡に差があり、また、折に触れて情報の正確性に疑問が生じる場合もあることから、批判的吟味は欠かせない。
- 10 年譜は、『川島武宜先生を偲ぶ』編集委員会（編）『川島武宜先生を偲ぶ』（クレイム研究会、1994年）[以下では、この所収書を「偲ぶ」と略記する] 342-345頁に掲載されている。
- 11 高木自身による言及として高木宏夫「大戦中の兄・川島武宜」前掲注（10）『偲ぶ』332-334頁、がある。高木の研究をめぐる検討は管見の限り多くないが、塚田穂高「高木宏夫の新興宗教研究・再考」『東京大学宗教学年報』25号（2007年）31-48頁／松井保彦「高木宏夫先生のこと——三つ子の魂百まで（as the boy so the man）」『高木宏夫著作集 3』（フクイン、2006年）501-509頁／三浦節夫『「高木宏夫著作集」

- について」同前 511-517 頁、などが参考になる。
- 12 川島が安井郁との交流を語ったものとして、川島武宜「先輩 安井 郁兄——そのすぐれた頭脳と、良心の苦しみ」「道」刊行委員会（編）『道——安井郁 生の軌跡』（私家版、1983 年）318-320 頁、がある。
- 13 『偲ぶ』所収の追悼文のいくつか、少年期の川島にかかわる情報を伝える。たとえば、庭山慶一郎「川島先生夫妻とわたし」前掲注（10）『偲ぶ』241-248 頁、参照。
- 14 安井琢磨「近代経済学と私——ある研究者のあゆみ」安井琢磨（編著）『近代経済学と私』（木鐸社、1980 年、初出 1972-1973 年）3-164 頁、の 11 頁参照。
- 15 川島・前掲注（9）『ある法学者の軌跡』9-11 頁。今では主に辞書編纂者「ロベルト・シンチンゲル」として広く記憶されていると思われるが、フッサールやヤスパースらに学びさらにはエルンスト・カッシーラーのもとハンプルクで認識論を修めた哲学者である。回想記として Robert Schinzinger, *Erinnerungen*（三修社、1960 年）／Robert Schinzinger, *Leben und Werke*（三修社、1987 年）などがある。
- 16 川島・前掲注（9）『ある法学者の軌跡』5-25 頁。
- 17 小寺賞の始原は 1906 年に遡り、「神戸市の富豪小寺謙吉が亡父泰次郎の遺志に基づき、法科大学に一万六千五百円を寄附、内一万三千円文の利息は優等生に給与、三千五百円の利息は「政治学科学学生及同学科卒業ノ大学院生中欧米ノ経済又ハ財政ニ関スル優等ノ論文ヲ提出シタル者ニ給与」という条件」のものであったという（東京大学百年史編集委員会（編）『東京大学百年史 部局史一』（東京大学、1986 年。以下では『百年史』と記す）119 頁）が、1922 年頃に趣旨を変更し、外国法の試験の成績優等者へ授与されることとなったようである（同前 175-176 頁参照）。なお、小寺泰次郎（1836-1905）は三田藩出身の実業家（神戸の中心地に位置する相楽園はその旧邸跡である）、謙吉（1877-1949）は後に衆議院議員、神戸市長等を歴任するとともに、三田学園創設など教育事業にも力を入れた。
- 18 川島・前掲注（9）『ある法学者の軌跡』21-24 頁。
- 19 川島武宜「財産法に於ける法律行為の定型」『緑会雑誌』4 号（1930 年）113-128 頁。表題は田中耕太郎が示した問題にしたがうものであろう。イエーリングの『ローマ法の精神』のほか、ヘーデマン、ヌスパウムといった私法学者の論考への言及が目立つ。
- 20 当時の状況につき同僚たちが、田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義『大学の自治』（朝日新聞社、1963 年）63-65 頁で回顧している。平野に関しては、本書第 2 章第 2 節の坂井大輔「平野義太郎——マルクス主義と大アジア主義の径庭」を参照。
- 21 その影響は東大法学部にも及ぶ可能性があり、その帰趨次第では川島の身分にも大きな変化があったはずだが、結果的に陣容の変化等には至らなかった。川島自身が言及するものとして、川島武宜「若き日の助手仲間たち」『ジュリスト』953 号（1990

- 年）2-3 頁があり、また、関連して第 2 章第 3 節・出口雄一「佐伯千仞——瀧川事件と教職追放」332 頁／田中ほか・前掲注（20）『大学の自治』67-91 頁／松尾尊兌『瀧川事件』（岩波書店、2005 年）195-200 頁も参照。
- 22 川島の著作については、「著作目録」『川島武宜著作集 第 11 巻』（岩波書店、1986 年）321-362 頁を参照。川島の最初期の解釈学的研究の特徴については座談会・前掲注（3）「川島法学の軌跡」11-14 頁、および瀬川信久「川島民法学における法ドグマと科学」『法律時報』82 巻 3 号（2010 年）51-61 頁のうち、51-53 頁を参照。
- 23 川島武宜「人事調停法の意味——家事審判所制度への必然的移行を暗示」『帝国大学新聞』766 号。
- 24 たとえば、利谷信義「家族観の変遷と家族法」『法律時報』65 巻 12 号（1993 年）33-41 頁、のうち注（12）とそれに対応する本文参照。
- 25 川島武宜・金澤良雄「判例私生子法（1）～（4・完）」『法律時報』11 巻 4 号（1939 年、以下同じ）4-13 頁・5 号 38-45 頁・7 号 17-26 頁・8 号 68-74 頁。
- 26 前掲注（17）『百年史』235 頁
- 27 なお、それに前後して川島は経済学部で民法の講義を行なったとのこと（川島・前掲注（9）『ある法学者の軌跡』96-97 頁）で、それに関連する随想もある（川島武宜「経済学部における民法の講義」東京大学経済学部（編）『東京大学経済学部五十年史』（東京大学出版会、1976 年）921-923 頁。前掲注（22）「著作目録」に不掲載）。
- 28 平賀肅学事件に関連する東大法学部の動きについては、丸山眞男・福田歓一（編）『聞き書 南原繁回顧録』（東京大学出版会、1989 年）192-215 頁と田中ほか・前掲注（20）『大学の自治』161-183 頁とを対照せよ。
- 29 川島武宜「民法体系における「住所」規定の地位」『法学協会雑誌』58 巻 8 号（1940 年）1-28 頁。
- 30 ユストゥス・ウイルヘルム・ヘーデマン（川島武宜訳）「所有権及び物財に関する法」二荒芳徳（編纂代表）『新独逸国家大系 第五巻 法律篇 1』（日本評論社、1940 年）39-148 頁
- 31 庭山・前掲注（13）「川島先生夫妻とわたし」245 頁。
- 32 『新独逸国家大系』刊行をめぐる経緯（特に平野義太郎との関係）については、美作太郎『戦前戦中を歩む——編集者として』（日本評論社、1985 年）530-534 頁が言及している。また、平野自身の本叢書刊行完結にあたっての跋文（平野「新独逸国家大系の完結に当りて」二荒芳徳（編纂代表）『新独逸国家大系 第八巻 法律篇 4』（日本評論社、1941 年）487-489 頁）は、刊行への参与者を記す。
- 33 法律篇全 4 冊において訳者として名が記されているのは、川島のほか、来栖三郎・吾妻光俊・山田晟・菊井維大・鈴木竹雄・石井照久・豊崎光衛・服部栄太郎・木村龜二・兼子一・磯田進・宮澤俊義・田中二郎・杉村章三郎・野々山重治（順不同）である。

- 34 前掲注(17)『百年史』には直接的に該当する記述が見られないが、川島・前掲注(9)『ある法学者の軌跡』144頁において川島自身が「私の法社会学に対する興味は、どちらかと言うと、「満州」(中国の東北部)ではじまったと言えるようです」ということばとともに1941年4月に満州へ行った旨を述べており、同年中に満州に関する報告を東大内の研究会で行なっていること(前掲注(17)『百年史』239頁)、また、それにかかわる記述を来栖三郎が行なっていること(来栖三郎「故川島武宜会員追悼の辞」『日本学士院紀要』47巻3号(1993年)169-173頁、のうち170頁)などに照らし合わせるならば、間違いあるまい。関連して座談会・前掲注(9)「私と法律学(2)」86頁も参照。
- 35 川島武宜「賃金統制令について」『法学協会雑誌』59巻3号(1941年)99-110頁。
- 36 川島武宜「憲法精神と国家法の意識」『帝国大学新聞』877号。11月8日付けの発行と、太平洋戦争開戦の直前の執筆である。
- 37 なお、この年に川島は結婚している。これに関連して丸山眞男は「御結婚の過程での個人的な悩みを通じて、おそらく家族とか家族制度といった、問題に立ち向われたので、そこには、非常に内面的な、学問を超えた動機があったのではないか」と述べたことがある。丸山眞男「クラシック音楽への関心を通して」『丸山眞男集 第15巻』(岩波書店、1996年、初出は1994年)251-256頁、のうち254頁参照。
- 38 川島武宜「自由経済における法と倫理——民法を中心として(1)(2・完)」『法律時報』14巻6号(1942年)7-19頁・7号(同前)18-32頁。
- 39 川島武宜「統制経済における法と倫理」『経済統制法年報』1巻1輯(1942年)25-65頁。前掲注(22)「著作目録」では1941年の著作と記されている(また、川島・前掲注(9)『ある法学者の軌跡』173頁で川島自身がそのように述べている)ので注意を要するが、奥付の記載は1942年である。
- 40 同系列に属する川島武宜「経済統制法と民法」『国家学会雑誌』57巻1号(1943年)135-173頁、の執筆もこの年の暮れである(前掲注(22)「著作目録」(および川島武宜「解題」『川島武宜著作集 第1巻』(岩波書店、1982年)373-403頁、のうちの378頁)では誤って1944年公表の著作と記されているので、注意されたい)。
- 41 川島武宜「所有権の観念性——所有と占有その一(1)」『法学協会雑誌』60巻10号(1942年)1-29頁。以下、4回までの連載で中絶。
- 42 たとえば、唄孝一「あの時代の、あの演習」前掲注(10)『偲ぶ』44-49頁、のうち45頁／瀬川・前掲注(22)「川島民法学における法ドグマと科学」53頁。
- 43 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)はしがき3頁。
- 44 川島武宜「解題」『川島武宜著作集 第7巻 所有権』(岩波書店、1981年)413-438頁のうち、414頁。
- 45 前掲注(17)『百年史』238頁参照。
- 46 加藤一郎「戦時下の川島先生の講義と演習」前掲注(10)『偲ぶ』107-110頁。

- 47 これもまた著名な講義案「物権法の基礎理論講義要綱」について、筆者が参照したのものには奥付の類が附されていなかったため、そこからの手がかりを得られないのは残念であるが、唄孝一はこれを1943年の講義案と紹介したことがある(座談会・前掲注(3)「川島法学の軌跡」11頁)。もちろん、同じものが数年に亘って用いられた可能性は十分にあらう(なお、筆者が参照した同講義案は北海道大学図書館所蔵のものであるが、川島からの末弘厳太郎への献辞が記されている。末弘旧蔵書の一部は北海道大学に収められていると思しい)。
- 48 川島・前掲注(9)『ある法学者の軌跡』173-175頁／座談会・前掲注(9)「私と法律学(3)」64頁／川島武宜「解題」、『川島武宜著作集 第4巻 法社会学4』(岩波書店、1982年)403-416頁、のうち409-410頁などを参照。
- 49 これに関連して、川島・前掲注(40)「解題」376-377頁／座談会・前掲注(9)「私と法律学(2)」82頁も参照。
- 50 『所有権法の理論』の執筆時期については、高橋・前掲注(3)「川島武宜の戦後」39頁注(17)参照。
- 51 1943年夏に川島の主宰した農村調査演習が渡辺洋三・潮見俊隆・唄孝一・阿利莫二・加藤一郎・石島泰などの学生の参加を得たこと、そして彼らに強い影響を与えたことは、よく知られていよう(たとえば、座談会・前掲注(9)「私と法律学(2)」83-85頁など参照)。なお、これにかかわり、川島が開講した演習について、幾人かの証言が衝突を起こしている。すなわち、渡辺洋三・潮見俊隆は、1943年に実施された農村調査演習が川島の第1回ゼミである、と述べる(前掲注(10)『偲ぶ』102、111頁参照)のに対し、加藤一郎はそれに先立つ演習の受講経験を述べるのである(同108-109頁)。川島は既に1942年の時点で自身の演習を開講しているはずである(前掲注(17)『百年史』241頁)ことに照らすと、加藤の証言のほうが正しいように思われる(ちなみに、『百年史』では、1943年に川島が演習を開講したという記述は見当たらない)。
- 52 潮見俊隆が参加する小人数の読書会が組織されていたとのことで、潮見自身は木部達二とともに行なわれたものを回想しており(座談会・前掲注(9)「私と法律学(3)」65頁。木部については、高橋・前掲注(3)「川島武宜の戦後」38頁注(11)参照)、また、吉谷泉が、潮見とともに川島の「私的なゼミ」に入った経験を述べている(吉谷泉「永原慶二君の思い出」、永原慶二追悼文集刊行会編『永原慶二の歴史学』(吉川弘文館、2006年)164-167頁参照。なお、吉谷はそこでその読書会の影響が永原慶二に及んでいると述べるが、永原自身も戦後直後に歴史学研究会との関連において川島について言及しており(「会報「中世的世界の形成」合評会」『歴史学研究』124号(1946年)53-54頁。関連して、永原慶二「20世紀日本の歴史学」『永原慶二著作選集 第9巻』(吉川弘文館、2008年、初出は2003年)297-583頁、のうち428頁も参照)、ネットワークの存在が確認できる。

- 53 その当時、ヘーゲルやヴェーバー、さらにはロシア語文献などの吸収に川島が努めていたということは、与瀬での大塚久雄・飯塚浩二らとの邂逅という出来事とともに広く知られている。川島・前掲注(9)『ある法学者の軌跡』183-191頁／川島・前掲注(9)「私の法律学の歩み(2)」51-52頁／飯塚浩二「『奥瀬グループ』」『大塚久雄著作集 月報 10』(岩波書店、1970年)1-3頁、などを参照。
- 54 なお、1943年に川島は再び満州へ赴いている(前掲注(17)『百年史』244頁)。また、同じく1943年には、東大法学部を二分するに至る深刻な出来事であったという安井郁昇進問題が生じている(前掲注(17)『百年史』245頁／丸山・福田(編)・前掲注(28)『聞き書 南原繁回顧録』215-225頁／座談会「横田喜三郎先生に聞く——法と平和と学問の自由と(2)」『法学教室』29号(1983年)30-42頁、のうち40-42頁など参照)。前述の如く、川島は安井と高校でも時期の近い同窓生であった。
- 55 教授への昇進は1945年2月。
- 56 だいぶ後になってのことだが、ある新聞記事において、「自由経済における法と倫理」執筆の頃を振り返る川島が「戦争中のヤミ屋の横行に憤慨して、「国を思う一念で」論文を発表した。……ところが、逆に官憲側からは“自由主義者”のレッテルをはられてしまう。」というように表現されたことがある。『読売新聞』1980年2月27日付夕刊参照。
- 57 1930年代末には川島の知遇を得ていた加藤周一は、次のように述べる：「戦争に対する態度、権力に対する態度に関して私が最も強い影響を受けたのは、渡辺[一夫]さんと川島さんの二人です。個人的にも度々会って話をしました。……戦争に対して全く妥協の余地のない、鋭い、全面的批判を抱いていたのは、私の知る限りではこの二人だけです」(加藤周一『過客問答』(かもがわ出版、2001年)135頁)。あわせて丸山・前掲注(37)「クラシック音楽への関心を通して」／加藤一郎・前掲注(46)「戦時下の川島先生の講義と演習」も参照。
- 58 十五年戦争下の東京帝国大学法学部のファカルティ・メンバーたちのコンステレーションについて検討する松沢弘陽は、末弘巖太郎を「時局派」と表現し、田中耕太郎をそれに対抗する反時代的な自由主義者として位置づける(「北海道大学法学部法学会記事」『北大法学論集』44巻1号(1993年)165-168頁)。この二人のいずれにも近かった川島が、そうした人間関係にかかわる一定の緊張を感じたことがあったとしても不思議ではあるまい(なお、安井郁の処遇をめぐる問題の経過の中で、田中耕太郎がいったん辞表を提出したとされるときに学部長は末弘である)。